

第 2 部 各国における地理的表示保護

1. 中国

1.1. 地理的表示を保護する制度の概要

中国では、3 種の地理的表示（GI）の保護制度が併存している。1999 年に品質規格に基づく GI 保護制度が整備され、次いで 2001 年の WTO 加入と「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」適用を契機に商標法による GI 保護体制が確立された。その後、2007 年になって、国内の農産物振興の観点から農産物地理的表示登録制度が制定された。制定時は 3 種の保護制度を別の部門が所管していたが、2018 年の国務院機構改革に伴い、前 2 者は国務院直屬として新設された国家市場監督管理総局が管理する国家局の一つ知識産権局に、後者は農業部が改組された農業農村部の所轄に再編されている。

現在、国務院機構改革に伴う GI 制度の統合・見直しが検討されており、2019 年 10 月には知識産権局の管轄する 2 種の保護制度について、マークが統一されることが公告された¹。制度そのものについては当面現行体制が維持される見込みであるが²、電子申請窓口の共通化や権利侵害申立て窓口の一体化³など、一部統合の動きがある。

表 1 中国の地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク		根拠法・ 主な関連条例等	日本からの登録
商標法による保護	知識産権局 商標局	 2020 年 12 月まで		-商標法 -商標法实施条例 -団体商標、証明商標の登録及び管理弁法	○
品質規格による保護	知識産権局	 2020 年 12 月まで	 2019 年 10 月公示	-製品品質法 -標準化法 -輸出入商品検査法 -地理的表示産品保護規定	○
農業振興目的	農業農村部 農産品品質 安全監督 センター			-農業法 -農産物品質安全法 -農産物地理的表示の管理弁法 -農産物地理的表示登録手続及び農産品地理的表示使用規範	○

¹ 国家知識産権局公告 第 332 号 <http://www.sipo.gov.cn/docs/20191017141215738568.pdf>

² 知識産権局ヒアリング

³ 国家市場監督管理総局は 2019 年 11 月 30 日、「市場監督管理クレーム処理暫定弁法」を公布し、2020 年 1 月 1 日より施行されている。これにより、権利侵害申立て窓口が一体化された。

2020 年 1 月現在では、この 3 つの保護制度は、それぞれ独立した保護体系となっており、権利範囲や保護の目的が異なる。同一製品について、それぞれの登録/登記条件を満たすことができれば、同一申請主体が 3 つの保護を同時に申請することが可能である。以下に、3 制度の概要を示す。

(1) 商標法に基づく地理的表示保護制度

中国は 1985 年に「工業所有権の保護に関するパリ条約」に加盟し、原産地等の虚偽表示の取締（同条約 10 条）等の履行義務を負った。1989 年になって中国は「標章の国際登録に関するマドリッド協定」に加盟、1993 年には商標法の第 1 次改訂と商標法実施細則の第 2 次改訂によって、団体商標、証明商標を商標法に含めることを明示し、1994 年に「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」を公布した。

中国は 2001 年 12 月に WTO に加盟したが、加盟交渉の中で TRIPS 協定に対応するため、商標法の改正により GI 保護について特別規定を設けることを約束し、2001 年 10 月の商標法第 2 次改訂を実施⁴、翌年 8 月に商標法实施条例を制定し、GI が団体商標または証明商標として登録できることを規定した。さらに、2003 年 4 月に工商総局は、「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」を公布し、GI 登録・管理方法を定めた⁵。

また、2018 年の国务院機構改革により、工商総局は廃止となり、商標局は、国务院傘下に新設された国家局の一つである知識産権局（国务院直属の国家市場監督管理総局が管理する）の管轄となった。

表 2 中国の商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)

- 商標法⁶（1982 年 8 月 23 日制定、最新改訂は 2019 年 4 月 23 日第 4 次改訂）
- 商標法实施条例⁷（2002 年 8 月 3 日制定、2014 年 4 月 29 日改訂）
- 団体商標、証明商標の登録及び管理弁法⁸（2003 年 4 月 17 日公布、2003 年 6 月 1 日施行）
- 地名商標製品の専用マーク管理規則⁹（2003 年 4 月 17 日）*新しいマークへの統合に向け改訂準備中。
- 商標審査及び審理基準¹⁰（最新改訂 2016 年 12 月）

⁴ 商標法はその後 2013 年、2019 年に改訂があったが、地理的表示に関して特段の変更はない。

⁵ これによって、1994 年制定の「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」は廃止となった。

⁶ 「中華人民共和國商標法（2019 年第 4 次改訂版）（中华人民共和国商標法）」

原文：http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2019-05/07/content_2086832.htm

商標法（2013 年第 3 次改訂版）の日本語訳は以下参照のこと。2019 年改訂版で地理的表示についての部分について変更はなかった。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20140501_2_rev.pdf

⁷ 「中華人民共和國商標法实施条例（2014 年改訂版）（中华人民共和国商標法实施条例）」

原文：http://www.sipo.gov.cn/zcfg/zcfgflfg/flfgsb/xzfg_sb/1063526.htm

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20140501_rev.pdf

⁸ 「中華人民共和國国家工商行政管理総局令第 6 号 団体商標、証明商標の登録及び管理弁法（集体商標、证明商標注册和管理办法）」

原文：http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbxzg/200906/t20090603_232861.html

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20030417-1a.pdf

⁹ 「地名商標製品の専用マーク管理規則（地理标志产品专用标志管理办法）」

原文：http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbgfxwj/200702/t20070206_232898.html

日本語：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20070201.pdf

¹⁰ 「商標審査及び審理基準（商標审查及审理标准）」

原文：http://sbj.cnipa.gov.cn/tzgg/201701/t20170104_233075.html

日本語：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170105_1.pdf

(2) 製品品質法に基づく地理的表示保護制度

品質規格に基づく GI 保護制度は、フランスの GI 制度の影響を受けたもので、1999 年に「製品品質法」に依拠する「原産地域産品保護規定」として国家品質技術監督局により発布された。2001 年に同局は国家出入境検検疫局と統合され、国家品質監督検検疫総局（質検総局）が設立された。2005 年に、「製品品質法」、「標準化法」、「輸出入商品検査法」等の法律に基づき、質検総局が「地理的表示産品保護規定」を発布、1999 年の「原産地域産品保護規定」が廃止となった。2009 年に入って、同局では、「地理的表示産品保護業務細則」を交付するとともに、申請書等の必要書類の書式を統一した。さらに 2016 年、同局は、外国産品の GI 保護方法の明確化のため、「地理的表示産品保護規定」に基づき、「国外地理的表示産品保護弁法」を発布した。なお、「国外地理的表示産品保護弁法」は 2019 年 11 月に改訂されている。また、2018 年の国务院機構改革により、質検総局は廃止され、製品品質法に基づく GI 保護制度も知識産権局の管轄となった。

表 3 中国の製品品質法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 11 月現在)

- 製品品質法¹¹ (1993 年 12 月 29 日制定、最新改訂は 2018 年 12 月 29 日)
- 標準化法¹² (1998 年 12 月 29 日制定、最新改訂は 2017 年 11 月 4 日)
- 輸出入商品検査法¹³ (2002 年 4 月 28 日制定、最新改訂は 2018 年 12 月 29 日)
- 地理的表示産品保護規定¹⁴ (2005 年 5 月 16 日制定、2005 年 6 月 7 日公布、2005 年 7 月 15 日施行)
- 地理的表示産品保護施行細則¹⁵ (2009 年 5 月 21 日通知)
- 国外地理的表示産品保護方法¹⁶ (2016 年 3 月 28 日制定、2019 年 11 月 27 日改訂)

(3) 農業法に基づく農産物地理的表示登録制度

2007 年に中国農業部は、農産物の市場競争力を向上させることを目的に、「農業法」、「農産物品質安全法」の関連規定に基づき、「農産物地理的表示管理規則」を策定した。翌年には「農産物地理的表示登録手続及び農産物地理的表示使用規範」を発布し、これにより農産物 GI の登録管理制度が発足した。その

¹¹ 「中華人民共和国製品品質法（中华人民共和国产品质量法）」2018 年改訂版

原文：http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zlfzj/201902/t20190225_291234.html

2000 年改訂版の日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20000708.pdf

¹² 「中華人民共和国標準化法（中华人民共和国标准化法）」2017 年改訂版

原文：http://zfs.mee.gov.cn/fl/201805/t20180514_439413.shtml

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20180101-1_rjp.pdf

¹³ 「中華人民共和国輸出入商品検査法（中华人民共和国进出口商品检验法）」2018 年改訂版

原文：http://www.moj.gov.cn/Department/content/2019-01/17/592_227081.html

2002 年版の日本語訳：http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/pdf/kariyaku_1.pdf

¹⁴ 「国家品質監督検検疫総局令 第 78 号 地理的表示産品保護規定（地理标志产品保护规定）」

原文：http://www.aqsiq.gov.cn/xgk_13386/jlgg_12538/zjl/20052006/200610/t20061027_239289.htm

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20050607.pdf

¹⁵ 「地理表示産品保護施行細則（地理的表示産品保護施行細則（国质检科〔2009〕222 号））」

原文：http://kjs.aqsiq.gov.cn/dlbzcpbhwz/zcfg/zxcxx/201011/t20101115_168661.htm

¹⁶ 「国外地理的表示産品保護方法（国外地理标志产品保护办法）」

原文・英語対訳：https://www.origin-gi.com/images/stories/PDFs/English/oriGI_n_Alert/measures-on-protection-of-foreign-gis-under-aqsiq-1.pdf 日本語訳：付属資料参照

後、一連の関連規則やガイドラインを整備している。農業部は 2017 年には外国産品の GI 登録の規則を示すため、「農産物地理的表示管理規則」に基づき策定された「国外農産物地理的表示登録審査規定」を発布した。また、2018 年に農業部は農業農村部に改組された。

表 4 中国の農業法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)

- 農業法¹⁷ (1993 年 7 月 2 日制定、最新改訂は 2012 年 12 月 28 日第 2 次改訂)
- 農産物品質安全法¹⁸ (2006 年 4 月 29 日制定、2006 年 11 月 1 日施行)
- 農産物地理的表示管理弁法¹⁹ (2007 年 12 月 6 日制定、2007 年 12 月 25 日公布、2008 年 2 月 1 日施行)
- 農産物地理的表示登録手続及び農産品地理的表示使用規範²⁰ (2018 年 8 月 8 日交付)
- 国外農産物地理的表示登録審査規定²¹ (2017 年 3 月 1 日公布)
- 農産物地理的表示登録審査ガイドライン²² (2017 年 12 月)
- 農産物地理的表示登録専門家審査規範、農産品地理的表示登録審査準則、全国農産物地理的表示調査員登録管理方法²³ (2013 年 3 月)
- その他関連規範・申請関連書式等²⁴
 - ・ 農産物地理的表示登録申請書
 - ・ 農産物地理的表示産品名称審査規範
 - ・ 農産物地理的表示登録申請人資格確認評定規範
 - ・ 農産物地理的表示産品地域分布図制定規範
 - ・ 農産物地理的表示品質コントロール技術規範
 - ・ 農産物地理的表示産品品質鑑定規範
 - ・ 農産物地理的表示産品官能品質鑑評規範
 - ・ 農産物地理的表示登録審査若干問題の説明、等

¹⁷ 「中華人民共和國農業法（中華人民共和國農業法）」

原文：http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zfjc/zfjcelys/2012-12/29/content_1950012.htm

第 23 条に規定の要件を満たせば農産品地理的表示の使用を申請できる旨、第 49 条に国家が農産品地理的表示を含む知的財産を保護する旨を記載

¹⁸ 「中華人民共和國農産物品質安全法（中華人民共和國農産品質量安全法）」

原文：http://www.gov.cn/jrzq/2006-04/29/content_271165.htm

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/foods/pdf/sanitation_006.pdf

¹⁹ 「農産物地理的表示管理弁法（農産品地理标志管理办法）」

原文：http://jiuban.moa.gov.cn/zwl/m/tzgg/bl/200801/t20080109_951594.htm

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20071225.pdf

²⁰ 「中華人民共和國農業部公告第 2071 号（中華人民共和國農業部公告第 1071 号）」

原文：http://www.moa.gov.cn/govpublic/SCYJJXXS/201006/t20100606_1533085.htm

²¹ 「「国外農産品地理的表示登録審査規定」制定の通知（关于印发《国外农产品地理标志登记审查规定》的通知）」

原文：http://www.aqsc.agri.cn/tzgg/201712/t20171228_319992.htm

²² 「農産物地理的表示登録審査ガイドライン（农产品地理标志登记保护办事指南）」

原文：http://www.moa.gov.cn/fw/jdrz/201712/t20171219_6124244.htm

²³ 「農産物地理的表示登録専門家審査規範、農産品地理的表示登録審査準則、全国農産物地理的表示調査員登録管理方法発布の通知（关于印发《农产品地理标志登记专家评审规范》、《农产品地理标志登记审查准则》、《全国农产品地理标志核查员注册管理办法》的通知）」

原文：http://www.aqsc.agri.cn/zhxx/tztb/201303/t20130321_109573.htm

²⁴ 「農産物地理的表示管理 制度全集 2015 年版（农产品地理标志登记管理制度汇编(2015)）」

原文：<http://www.moa.gov.cn/sydw/lssp/ywzn/dlbzncp/zlxz/201711/P020171117599874879002.doc>

1.2. 地理的表示及び商標登録の要件・手続・費用

各法に基づく GI 登録要件には、下表のような違いがある。日本の GI 登録生産者団体が、中国での GI 登録を望む場合、基本的にはいずれの制度でも申請可能であるが、現地法律事務所への聞き取りによれば、商標法に基づく地理的表示団体商標が最も推奨される。

表 5 中国の地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
商標法	地理的表示 団体商標	○	当該地域内の構成員から成る団体・協会・その他の組織	制限なし	商品	10 年 (更新可)
	地理的表示 証明商標	○	商品品質を監督する能力を有する自然人・法人・その他組織			
品質管理法	地理的表示 登録	○	・ 県級以上の人民政府が指定した地理的表示産品保護申請機関 ・ 人民政府認定の協会・企業 ・ (外国産品の場合) 当該産品所在国/地域の地理的表示保護の現申請人	原産国での GI 登録必須	商品	5 年 (更新可)
農業法	農産物地理的表示登録	○	農民専業合作経済組織や業界協会等の組織	原産国での GI 登録必須	農産物	制限なし

現地法律事務所によれば、以下の点が注意点として挙げられた。

- 行政法規である地理的表示産品保護規定や農産物地理的表示管理弁法と比較して、商標法は法規範や法律執行の体系が整っており、侵害行為に対する罰則も厳しい。また、商標制度は処理件数が最も多く、出願・審査が比較的スムーズで、権利行使・侵害対応がしやすい。これら三制度はいずれも長く併存しており、制度そのものの認知度については大きな差はないものの、一般には商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標が明らかに知的財産権と認知されているのに比べ、その他の二つの GI 登録を知的財産権として認識している人は多くない。
- 農業農村部の農産物 GI 制度は推奨されない。中国国内の農産品については同制度の下で農業農村部の優遇支援策が得られるものの、外国産品については対象とならず、一般的には、侵害を取り締まるための農業農村部による自発的調査の対象にもならない。また、これまで同制度に基づく外国産品の登録実績はないことから、申請に際して予測できない困難に直面する可能性がある。
- 審査の基本的な流れについては三つの制度で大きな違いはないものの、商標法に関しては類似性審査が行われるため、出願前に先行調査を行うことが推奨される。
- より全面的な保護を受けるため、アルファベットだけでなく、中国語での登録が推奨される。
- 中国では地理的表示に関わる冒認出願や無断使用等が多く発生しており、地理的表示が一般名称化する前に、できるだけ早期に登録することが重要である。

1.2.1. 登録要件

(1) 商標法に基づく地理的表示の商標登録（証明商標または団体商標）

「商標法（法）²⁵」第 16 条において地理的表示の定義が示され、「商標法実施条例（条例）」第 4 条において、地理的表示は団体商標または証明商標として出願できると示されている。法第 3 条において、団体商標と証明商標がそれぞれ以下のように定義されている。

- ・ **団体商標**：団体商標とは、団体、協会またはその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう。
- ・ **証明商標**：証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品または役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位または個人がその商品または役務について使用し、同商品または役務の原産地、原材料、製造方法、品質またはその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。

登録/保護対象（法第 16 条）

対象は商品。商品の種類には制限がないため、農水産物やその加工品だけでなく、工業製品（手工芸品等）も保護の対象となる。

品質特性（法第 16 条、「商標審査及び審理基準（基準）」5-2-1）

法第 16 条では、「地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、社会的評価またはその他の特性が、主に当該地域の自然要因または人的要因によって形成されたものの表示をいう。」と定義されている。

出願人の要件（条例第 4 条、「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法（弁法）」第 4 条、第 5 条、第 6 条）

出願人については、以下の定めがある。

- ・ **団体商標**：当該地理的表示に表記された地域範囲内の構成員によって構成される団体、協会、またはその他の組織。専門技術人員、専門検査設備等または委託する機構を有し、当該地理的表示の使用商品の特定品質を監督する能力を有する。
- ・ **証明商標**：自然人、法人、またはその他の組織。専門技術人員、専門検査設備等または委託する機構を有し、当該証明商標により証明される特定の商品品質を監督する能力を有する。

また、いずれの場合でも、国内の出願人の場合は当該地理的表示に表記される地域の人民政府または業種主管部門の批准公文書を得ている事、外国の出願人の場合はその名義で当該地理的表示が所属国で法的に保護された証明書を得ている事が必要である。

²⁵ 以下の法律・条令・規則等の訳文は 1.1 節に示した日本語訳におおむね従う。以下同様。

対象地域（管理弁法第 8 条、基準 5-2-3）

管理弁法第 8 条によれば、地域は現行の行政区画の名称、範囲に完全に一致する必要はない。基準では、以下のように対象地域を特定できている。

「地理的表示の表示する地域の生産地域の範囲は、県誌、農業誌、産品誌、年鑑、教科書に記載する地域の範囲であってもよく、地理的表示の表示する地域の県級以上の人民政府またはその 1 級上の業界主管部門から発行される地域範囲証明書類によって決まるものであってもよい。地理的表示の表示する地域範囲が一つの市、県内である場合、当該市、県の人民政府または業界主管部門が証明書類を発行するものとする。地域範囲が同一の省に属する二つ以上の市、県である場合、当該市、県の共通の 1 級上の人民政府または業界主管部門が証明文書を発行するものとする。省を跨る場合、中央人民政府の農業主管部門または対応する省の人民政府間で協議して解決するものとする。

生産地域の範囲は、次に掲げる方法のいずれかまたはそれらの組合せによって指定することができる。

- （一）行政区画
- （二）経緯度
- （三）自然環境中の山、川などの地理的特徴
- （四）地図上での表示（具体的な地理的範囲を地図上で示すこと）
- （五）その他の生産地域範囲を明確に特定することができる方式

（2） 製品品質法に基づく地理的表示の登録

登録/保護対象（「地理的表示産品保護規定（規定）」第 2 条）

対象は商品。商品の種類には制限がないため、農水産物やその加工品だけでなく、工業製品（手工芸品等）も保護の対象となる。

品質特性（規定第 2 条、「地理的表示産品保護施行細則（細則）」第 2 条）

特定の地域で産し、本質的に同産地の自然要因や人的要因によって決定される品質や社会的評価、その他の特性を持つこと。

細則第 2 条では地理的表示保護産品に申請できる産品の条件を以下のように示している。

- （一） 特定の地域で栽培・飼養され、その特別な品質、特性及び社会的評価が主に現地の自然要因により決まる産品、
- （二） 素材の全部が当該地域から提供され、その特別な品質、特性及び社会的評価が主に現地の自然環境及び人的要因により決まり、当該地域において特定の工程で生産される産品、
- （三） 素材の一部または全部が他の地域からのものであり、その特別な品質、特性及び社会的評価が主に産品の産地の自然要因及び人的要因により決まり、当該地域において特定の工程で生産及び加工される産品。

出願人の要件（規定第 8 条、「国外地理的表示産品保護方法（方法）」第 7 条）

規定第 8 条で、地理的表示産品保護の申請は、現地の県級以上の人民政府が指定した地理的表示産品保護申請機関、または人民政府が認定した協会と企業が提出し、かつ関連部門の意見を問う、と定めている。

なお、外国産品の場合は、方法第 7 条により、当該産品の所在国/地域の地理的表示保護の原申請人で、かつ原産国/地域の地理的表示管轄機関の推薦を得なければならない。

対象地域（規定第 9 条）

保護申請する産品が県の範囲内にある場合、県級人民政府が産地の範囲について建議を提出し、県を跨った場合、地市級人民政府が産地範囲について建議を提出する。地区級・市級人民政府の範囲を跨った場合、省級人民政府が産地の範囲について建議を提出する。

（3） 農業法に基づく地理的表示の登録

登録/保護対象（「農産物地理的表示管理弁法（弁法）」第 2 条）

対象は農産物（農業から由来する初級産品、即ち、農業活動において得られる植物、動物、微生物及びその産出品）に限る。

品質特性（弁法第 2 条、第 7 条）

弁法第 2 条で、表示対象農産物は特定の地域から由来し、産品の品質及び関連する特性²⁶が主に自然の生態的環境と歴史や人的要因によって決まり、且つ地域の名称で名づけられる、とされている。

第 7 条で、以下の要件を列記している。

- （一） その称呼が地理上区域の名称及び農産物の通用名称によって構成される。
- （二） 産品に、独特な品質特性または特定の生産手法を有する。
- （三） 産品の品質と特性が主に、独特な自然・生態的環境及び人的・歴史的な要因によって決まる。
- （四） 産品の生産区域範囲が限定されている。
- （五） 産地環境や産品の品質が、わが国の強制技術基準²⁷の要求事項に適合している。

出願人の要件（弁法第 8 条、「国外農産物地理的表示登録審査規定規定」第 6 条）

出願人は、農民專業合作經濟組織や業界協会等の組織で、県級以上の地方人民政府が以下の要件に基づ

²⁶ 「産品の品質または特性」が産地と結びついていれば十分とする TRIPS 協定や日本の GI 法の定義と異なり、「原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定」等の GI の定義に沿っているものである点は注目に値する。

²⁷ 中国国家標準については以下のサイトから検索可能。

http://www.gb688.cn/bzgk/gb/std_list_type?p.p1=1&p.p90=circulation_date&p.p91=desc

き選抜する。

- (一) 農産物地理的表示及びその産品を監督・管理する能力を有する；
- (二) 地理的表示対象農産物の生産、加工、販売について指導を提供する能力を備える；
- (三) 独自に民事的責任を負う能力を備える。

なお、海外の農産物で地理的表示を申請する場合、申請人は自国/地域の地理的表示登録主体またはその委任を受けた代理人でなければならない。

対象地域

規定では地域の特定方法についての特段の定めはない。

1.2.2. 登録手続

(1) 商標法に基づく地理的表示の商標登録

商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標の登録申請は、国家知識産権局商標局で行う。地理的表示保護統一電子受付プラットフォームを通じた電子申請も可能である。審査官が商標登録出願の書類及び実体審査をし、出願公告決定後、3 カ月間の異議申立期間を経て、登録される。申請から登録までの期間はおよそ 12 ヶ月程度である。登録の有効期限は 10 年間で、継続使用の場合には更新の必要がある。

出願登録に必要な主要な書類は以下のとおりである。(弁法第 7 条、「商標審査及び審理基準（基準）第 7 部分 5.1 節」)

1. 商標登録出願申請書（以下の内容を含む）
 - ・ 当該地理的表示産品の客観的存在及び社会的評価の状況に関する証明資料
 - ・ 地理的表示商品の特定の品質、社会的評価やその他の特性と、現地の自然要因、人的要因との関係の説明
 - ・ 地理的表示が示す地域範囲の区画に関連する資料
2. 出願人の主体資格証書の写し
3. 地理的表示に表記される地域の県級人民政府または県級以上の知識産権主管部門が発効した、当該地理的表示の登録申請を許可し、出願人が監督管理能力を持つ旨を示した書類
4. 地理的表示出願人（若しくは出願人が依頼する検査機構）が当該地理的表示を監督検査する能力を具備する証明材料
5. 地理的表示団体商標、証明商標の使用管理規則

なお、外国人/外国企業の場合は、原産国/地域で地理的表示保護を受けている証明を提出することが必要である。(弁法第 6 条)

出願登録の手続の流れを次頁図に示す。

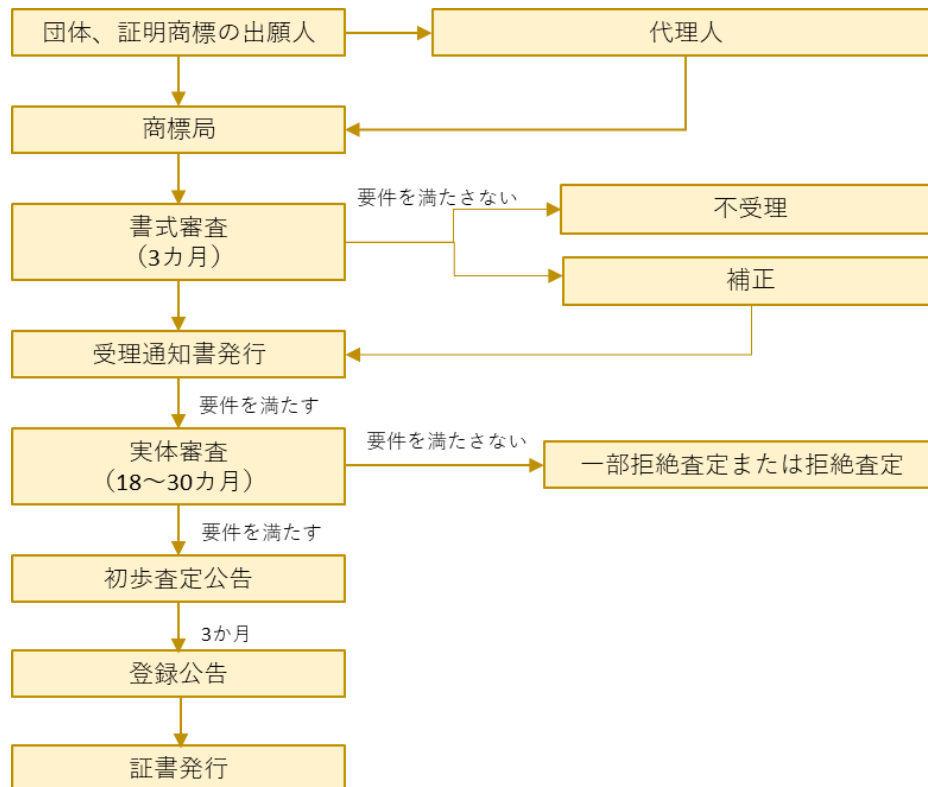


図 1 中国の団体、証明商標（地理的表示）登録出願手続きの流れ

(2) 製品品質法に基づく地理的表示の産品登録

製品品質法に基づく GI 登録は、国産品の場合は、県級または県級以上の知識産権部門に申請を行い、同部門が国家知識産権局に報告して審査に至る。地理的表示保護統一電子受付プラットフォームを通じた電子申請も可能になっている。外国産品の場合は国家知識産権局に直接申請を行う。同局の審査と受理公告から 2 カ月間の異議申立期間を経たのち、専門家審査官委員会で技術審査の上で登録される。登録は長期に渡って有効である。マークの利用は 5 年間可能で、満了の 6 カ月前より更新が可能である。

外国産品の出願登録に必要な書類は以下のとおりである。（「国外地理的表示産品保護方法」第 9、10 条）

1. 地理的表示産品の中国における保護申請書
2. 申請人の名称及び住所、電話番号、中国における連絡人、住所、及び電話番号
3. 原産国/地域で地理的表示保護を承認した公式文書の原本及び公証済みの中国語訳
4. 原産国/地域の地理的表示を管轄する機構で発行した推薦書、当該産品の中国における登録保護を勧める公式文書の原本及び公証済みの中国語訳
5. 原産国/地域の地理的表示主管機構で発行した生産地範囲及び公証済みの中国語訳
6. 当該産品の品質・技術的要件（a. 中国語の名称・原文の名称、b. 保護される産地の範囲、c. 産品の特性、d. 生産工程、e. 品質の特色（産品の官能的特色・物理化学的指標）、f. 知名度、原産地や中国・その他世界での知名度・貿易販売状況、g. 産品の品質的特性と産地の自然・人文的要素との関連性についての資料等。）

7. 検査報告：原産国/地域で発行した申請製品の官能的特色、物理化学指標を証明する検査報告及び公証済みの中国語訳
8. その他の補助的な証明資料

外国産品の出願登録の手続の流れを下図に示す。

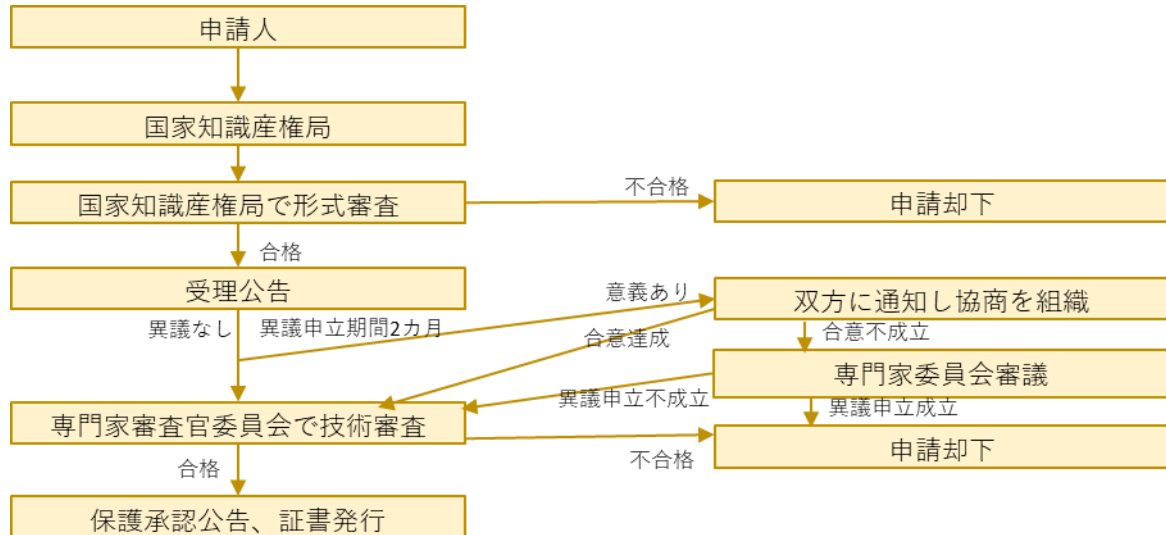


図 2 中国における外国産品の地理的表示登録申請手続きの流れ

(3) 農業農村部による農産物地理的表示の農産物登録

農産物地理的表示法に基づく GI 登録は、国産品の場合は省級の農業農村行政部門に申請し、省級部門が中国グリーン食品発展センターに報告、審査に至る²⁸。外国産品の場合は、中国グリーン食品発展センターに直接、申請者若しくは代理人が申請する。同局の審査と受理公告から 30 日間の異議申立期間を経たのち、農業農村部にて登録される。特段の問題が無い場合には長期にわたって登録が有効である。

外国産品の出願に必要な書類は以下のとおりである。（「国外農産物地理的表示登録審査規定」第 6 条）

1. 申請書（申請人及び製品の基本情報、中国における連絡人、連絡先等を含む。代理人が申請する場合、中国の法律効力を有する中国語の公証書類を提出する。）
2. 原産国/地域における当該製品の地理的表示について保護を受けていることを証する公式文書及び公証済みの中国語訳（申請人や地域範囲等の情報を含む）
3. 製品の品質技術規則（地域の環境条件、生産技術規則、製品の典型的特徴・特色の記載及び製品の品質安全要件等を含む）
4. 製品の实物サンプルまたはサンプルの写真
5. その他に必要な説明/証明の資料

外国産品の出願登録の手続の流れを次頁図に示す。

²⁸ 農産物地理的表示の認証業務は 2018 年に農産物品質安全センターから中国グリーン食品発展センターに移管している。

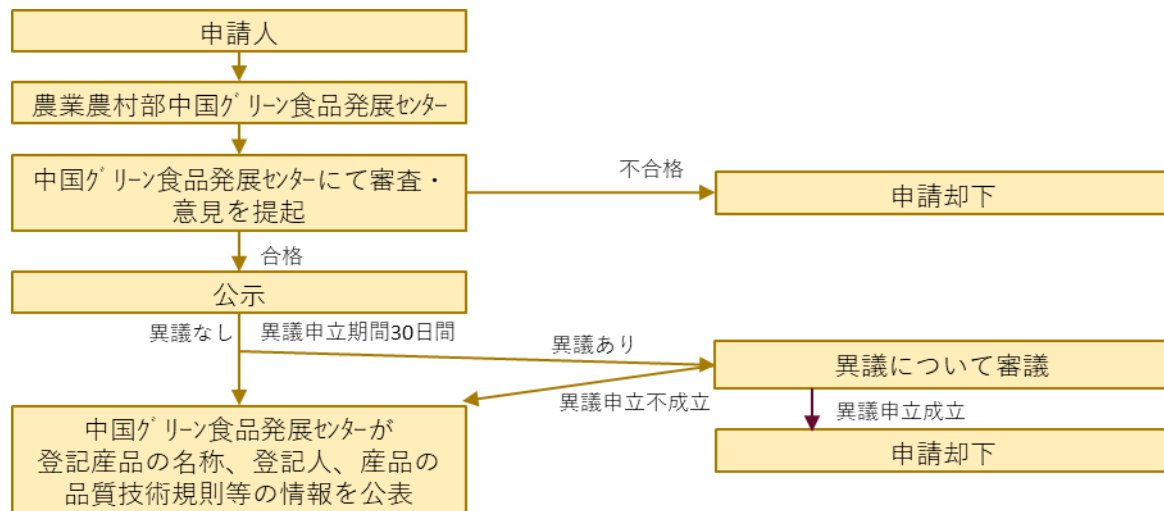


図 3 中国における外国産品の農産物地理的表示登録申請手続きの流れ

1.2.3. 登録費用

商標法による地理的表示団体商標/証明商標の登録にあたっては、登録印紙代（書面出願 1,500 元/件；電子出願 1,350 元/件）²⁹が発生する。

製品品質法に基づく地理的表示及び農業法に基づく農産物地理的表示の登録には、費用は発生しない。

代理費は、代理人が状況に応じて請求する。1 社が参考として挙げた代理人費用は、いずれの制度に関しても 10,000-15,000 元/件である。

1.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

各法に基づく地理的表示の不正使用について、主に以下のような救済手段がある。

いずれの制度においても、侵害・違反行為に対する行政措置として、関係機関による自発的な調査が行われているが、商標法及び製品品質法に基づく調査が侵害行為の取り締まりを目的としているのに対し、農業法に基づく調査は主に食品安全や品質管理の面から行われている点異なる。

また、商標法では、民事訴訟・刑事訴訟による司法上の救済も一般的であるが、製品品質法や農業法に基づく地理的表示の保護では、主に行政保護が用いられている。

²⁹ 国家発展改革委員会・財政部 2019 年 5 月「行政事業制の徴収費用基準引き下げについての通知」（国家发展改革委 財政部关于降低部分行政事业性收费标准的通知）

http://www.ndrc.gov.cn/zwfwx/zfdj/jggg/201906/t20190620_939083.html

表 6 中国の地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の 対応機関	行政的保護の 内容	司法的保護の 対応機関	司法的保護の 内容
商標法	・ 同一・類似の商標を同一・類似商品に使用し、公衆を誤認させること ・ ぶどう酒・蒸留酒で追加的保護	知識産権局 市場監督管理局	・ 自発的調査 ・ 警告、違法行為の停止、違法品の没収、違法所得の没収、罰金	人民法院 ・ 公安機関	・ 民事訴訟による損害賠償 ・ 刑事処罰
製品品質法	・ 名称・専用マークの無断使用や偽造	知識産権局 市場監督管理局	・ 自発的調査 ・ 警告、違法行為の停止、違法品の没収、違法所得の没収、罰金	人民法院	・ 民事訴訟による損害賠償など
農業法	・ 農産物地理的表示及び登録証書の偽造、盗用	農業農村部 市場監督管理局 農産品品質安全センター	・ 警告、違法所得の没収、罰金 ・ 自発的調査（食品安全、品質管理）	-	-

1.3.1. 不正使用の救済手段

(1) 商標法に基づく地理的表示保護制度

侵害行為の定義

商標法では、同一または類似の商品に、他人の登録商標と同一または類似の標章を商品名または装飾として使用し、公衆を誤認させることは、商標権に関する侵害行為に該当する（商標法実施条例第 76 条）。

追加的保護

弁法第 9 条に「複数のぶどう酒地理的表示が同音字または同形字を構成する場合、これら地理的表示により互いに区分でき、公衆を誤認させない場合、いずれの地理的表示も団体商標または証明商標として出願登録可能である」、第 12 条に「他人が団体商標、証明商標として登録したぶどう酒、蒸留酒地理的表示を使用して、当該地理的表示が示す地域から提供されないぶどう酒、蒸留酒をマークする場合、商品の真の提供元を同時に示し、または翻訳された文字を使用し、或いは、何々「種」、何々「型」、何々「式」、何々「類」などという表現が付いた場合、商標法第 16 条の規定³⁰を適用する」と規定されており、TRIPS 協定に従い、中国におけるぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示へ追加的保護が適用されている。

行政上の救済手段

商標権侵害に係る紛争は当事者間協議による解決を基本とするが、協議の意向がない場合、または協議が成立しないときは、知識産権局による処理請求（行政上の救済）、あるいは人民法院への提訴（司法上

³⁰ 「第 16 条 商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。」

の救済)が可能である。

知識産権局は、地理的表示の侵害事件を、当事者の苦情申出により摘発するだけでなく、第三者の苦情申立により摘発することも、職権により自発的に摘発することもできる。地理的表示案件の摘発については、「商標法」「商標法実施条例」「不正競争防止法」「行政強制法」等に従い、公安及び税関とも連携して実施に当たる。商標法は 2019 年 4 月に改正されて侵害行為の法的責任が強化され、また不正競争防止法は 2017 年に初めて改正された後、2019 年 4 月にも再改正されるなど、政府は知財関連の違反摘発を強化している。

知識産権局による自発的な摘発は、国家知識産権局の指示により、各省の知識産権部門が実施する。地理的表示に関する違法行為の一斉摘発の指示を受けた各省の知識産権部門は、担当地域の状況に応じて調査計画を策定し、実施する。調査結果に基づく法の執行は各省の県級以上の市場監督管理部門が対応する。具体的な調査方法は各省によって多少異なるが、地理的表示の使用許可を有する企業に対する商品の品質及び地理的表示の適格性に関する検査、及び、スーパー、農産物市場、水産物卸売市場等で販売される商品に対する調査と、これにより発見された侵害行為に対する取り締まりが含まれる。

権利者等が侵害行為を発見して苦情を申立てる場合、苦情申立て先は侵害が発生した地域の市場監督管理部門となる。市場監督管理部門は苦情或いは通報を受けた後、まず摘発書類を審査する。書類審査後、立件され、現場調査が行われる。侵害が事実であると判断された場合、関連法の規定に基づき、行政処罰決定を下す。行政処罰には、警告、違法行為の停止、違法品の没収、違法所得の没収、罰金などが含まれ、犯罪を構成する場合は公安機関に移送される。立件には 15 日間（特別な事情がある場合は 15 日間延長可）、審査・処理には 90 日間（特別な事情がある場合は 30 日間延長可）を要する。

苦情申立は、県級以上の市場監督管理部門の他、以下のホットラインを利用することも可能である。

フリーダイヤル 12315

12315 インターネットプラットフォーム (<http://www.12315.cn/>)

行政救済の手続きフローは次のとおりである。

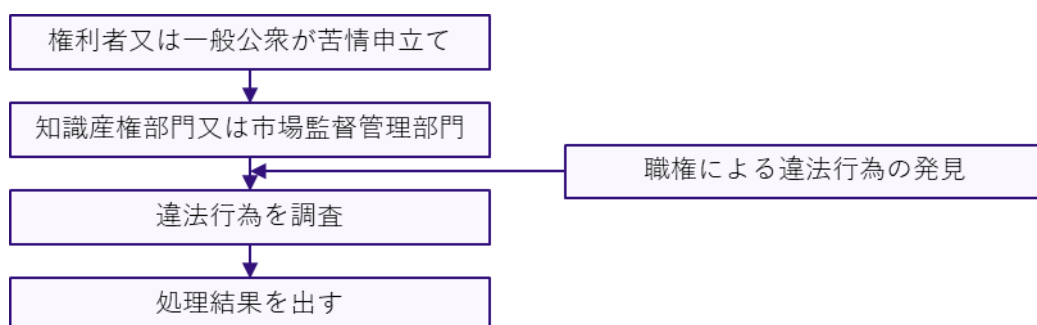


図 4 中国の地理的表示団体商標/証明商標不正利用の行政救済手続きの流れ

司法上の救済手段

行政上の救済の他に、地理的表示団体商標/証明商標の権利者は、人民法院に民事訴訟を提起して、損害賠償などといった民事司法保護を得ることができる。更に、関連法に基づき、地理的表示権への侵害が犯罪にあたる場合、懲役などの刑事罰を科すこともできる。

具体的な司法救済の手続きフローは次のとおりである。

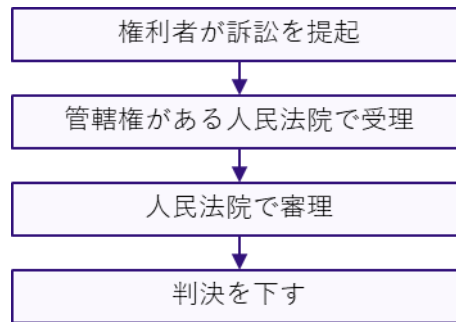


図 5 中国の地理的表示団体商標/証明商標不正利用の司法救済手続きの流れ

(2) 製品品質法に基づく地理的表示保護制度

侵害行為の定義

地理的表示商品保護規定第 21 条において、以下の行為が侵害行為とされている。

- 地理的表示名称や専用表示を無断で使用、または偽造したもの
- 地理的表示商品の規格・管理規範に適合しないのに、同地理的表示商品の名称を使用したもの
- 専用表示と似た、誤認を生じやすい名称や表示及び消費者の誤認を招きやすい文字や図案表示を使用して消費者に対して同商品を地理的表示保護商品だと誤認させるような行為

行政上の救済手段

製品品質法に基づく GI 保護制度における救済手段では、主に行政保護が用いられている。

「地理的表示産品保護規定」に基づき、地理的表示の名称・専用マークの無断使用や偽造、基準や管理要件を満たさない産品における使用、誤認させやすい名称・マークの使用等につき、知識産権局が取り締まるほか、団体・企業・個人が違反を告発することができる。国内産品については侵害が発生した地域の県級の知識産権部門または市場監督管理部門、外国産品については国家知識産権局または省級の知識産権部門が管轄となり、知識産権部門が違法行為の調査を実施する。具体的な調査方法、苦情申立て方法については、上述の (1) 商標法に基づく地理的表示保護制度と同じである。

司法上の救済手段

外国産品については、行政上の救済手段以外に、司法上の救済手段が利用される場合もある。「国外地理的表示保護方法」第 31 条により、中国において保護される外国の地理的表示産品の申請人は、人民法

院に訴訟を提起することもできる。具体的な司法救済の手続きフローは、上述の（1）商標法に基づく地理的表示保護制度と同じである。

（3） 農業法による農産物地理的表示保護制度

侵害行為の定義

農産物地理的表示の管理弁法第 20 条において、「農産物地理的表示及び登録証書の偽造、盗用」を禁止している。

行政上の救済手段

農産物地理的表示保護制度における救済手段は、主に行政上の手段が用いられている。農業農村部が管轄し、具体的な保護業務は各地の県級以上の地方人民政府の農業農村行政主管部門が実施する。

農産物地理的表示の管理規定に違反する行為について、いかなる組織・個人も県級以上の農業農村行政主管部門に告発や申立てをすることができる。告発・申立てを受けた農業農村行政主管部門は法律に基づいてこれを処理する。「農産物品質安全法」第 51 条の規定に基づき、農産物地理的表示を冒用した場合、改正を命じるとともに、違法に得られた収入を没収し、2 千人民元以上 2 万人民元以下の罰金を科す。

苦情申立ては侵害行為の発生地にある県級以上の農業農村行政主管部門に対して行う。侵害の内容により、県級以上の市場監督管理部門に対して苦情申立てを行うことも可能である。市場監督管理部門は製品品質法や標準化法に準拠した取り締まりを行う。行政処罰の流れは、上述の（1）商標法に基づく地理的表示保護制度、（2）製品品質法に基づく地理的表示保護制度と同様である。

なお、農業農村部は自発的な摘発も実施しているが、調査の主要な目的は食品安全の確保と品質管理である。調査は農業農村部農産物質量安全監督管理局が統括し、各地の認定試験機関がサンプルを買い上げて品質試験及び地理的表示の適格性の確認を行っている。試験項目は主に農薬、薬物、化学添加物の残留、重金属の含有量等である。調査の対象は、所管地域の中で登録された地理的表示農産物と、農業農村部によって指定された一部の地理的表示農産物に限られ、調査頻度も低い。また、外国の地理的表示農産物は、基本的には調査の対象外となっている。

具体的な行政救済の手続きフローは次のとおりである。

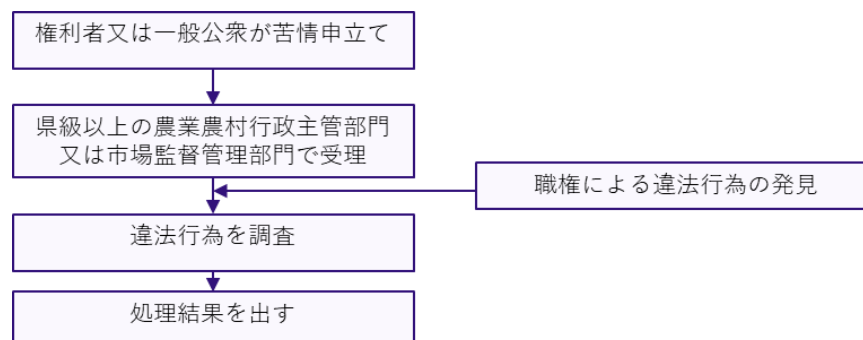


図 6 中国の農業法に基づく地理的表示産品の行政救済手続きの流れ

1.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

(1) 商標法に基づく地理的表示保護制度

行政上の手続き

権利者または一般公衆として地理的表示侵害行為について苦情申告して行政保護を請求する場合、若しくは知財産権管理部門で職権により違法行為を発見し処理する場合について、特段印紙代は発生しない。

弁護士・弁理士事務所等に依頼して苦情申告する場合、事件の具体的な実情及び難易度により、通常 2 万～4 万人民元の代理費用が発生する。

司法上の手続き

地理的表示登録商標権を侵害する行為について人民法院に提訴する場合、権利者が訴訟において請求する賠償金額により訴訟に要する費用が変わり³¹、事件の具体的な実情及び難易度により、通常 5 万～10 万人民元の弁護士代理費用が発生する。

(2) 製品品質法に基づく地理的表示の保護制度

行政上の手続き

権利者または一般公衆の身分で違法行為について苦情申告して行政保護を請求する場合、若しくは知財産権管理部門で職権により違法行為を発見し処理する場合、特段印紙代は発生しない。

弁護士・弁理士事務所等に依頼して苦情申告する場合、事件の具体的な実情及び難易度により、通常 1 万～3 万人民元の弁護士代理費用が発生する。

司法上の手続き

中国において保護される国外地理的表示産品の合法的権益を侵害する侵害行為について、人民法院に提訴する場合、権利者が訴訟において請求する賠償金額により訴訟に要する費用が変わり、事件の具体的な実情及び難易度により、通常 5 万～10 万人民元の弁護士代理費用が発生する。

(3) 農業法に基づく地理的表示の保護制度

権利者または一般公衆の身分で違法行為について苦情申告し、農業農村行政管理部門に行政保護を請求する場合、若しくは農業農村行政管理部門で職権により違法行為を発見し処理する場合について、特

³¹ 賠償金額が 10,000 元を超えない分は 1 件当たり 50 元、10,000 元以上は金額に応じて賠償金額の 0.5%～2.5%を支払う。

段印紙代は発生しない。

弁護士・弁理士事務所等に依頼して苦情申告する場合、事件の具体的実情及び難易度により、通常 1 万～3 万人民元の代理費用が発生する。

1.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

現在のところ、中国は、FTA 等を通じた他国/地域と地理的表示保護に関する協定締結はしていない。

EU とは、2019 年末に地理的表示の保護について協定の締結を目標にして、協議が進められている³²。10 年前から中欧間の協議が開始され、まず双方の国/地域の各々の法律体系の中で、中欧 10 品目ずつに対して地理的表示保護が認められた。次いで、2010 年より正式に地理的表示産品に関する協力・保護についての協議が開始され、2017 年より双方 100 品目ずつの品目について地理的表示保護（中国側においては「地理的表示産品保護規定」「国外地理的表示産品保護規定」に則る製品品質法に基づく保護）を与える手続きが進められている。³³

1.5. 当該国における地理的表示の登録の状況、紛争事例、違反の状況

1.5.1. 登録の状況

中国では 2018 年末時点で、地理的表示商標の取得件数は 4,867 件、製品品質法に基づく地理的表示の産品登録件数は 2,380 件、農産品地理的表示の登録件数は 2,523 件となっている³⁴。特に山東省、四川省、湖北省等で申請が多い。

外国産品の登録件数は、2019 年 6 月末現在、商標法に基づく団体商標/証明商標が 191 件、製品品質法による地理的表示が 61 件であった³⁵。農業法に基づく地理的表示保護制度の下で登録された外国農産物はまだない³⁶。

³² 中国共和国外交部 2019 年 4 月「第 21 回中国・EU サミット連合声明」

https://www.fmprc.gov.cn/web/ziliao_674904/1179_674909/t1652696.shtml

³³ 欧州委員会駐中代表団「欧州地理的表示 100 品目が中国での保護を受ける見通し」

https://eeas.europa.eu/delegations/china_zh-hans/27342/100_个欧洲地理标志产品即将在中国受到保护

質検総局 2017 年 6 月 3 日「質検総局による Cyprus Zivania 等 EU 産品の地理的表示産品保護申請の受理についての公告」

http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/zjgg/2017/201706/t20170616_490985.htm

³⁴ 国家知識産権局知識産権発展研究センター、2019 年 6 月「2018 年中国知識産権発展状況評価報告」

<http://www.sipo.gov.cn/docs/20190624164519009878.pdf>

³⁵ 国家知識産権局データベース

³⁶ 農業農村部へのヒアリング

1.5.2. 紛争事例

(1) 司法紛争事例の例

知産宝 (IP HOUSE)³⁷ に登録されている知財関連の司法案件データベースで、「地理的表示」の文言が含まれる案件数は、改正商標法が制定された 2001 年から 2019 年 10 月時点で、計 898 件あった。うち 7 割が民事、3 割が行政裁判となっており、刑事裁判はごく僅かである。以下に、いくつか近年の司法紛争について、典型的案件等として取り上げられた事例を挙げる。

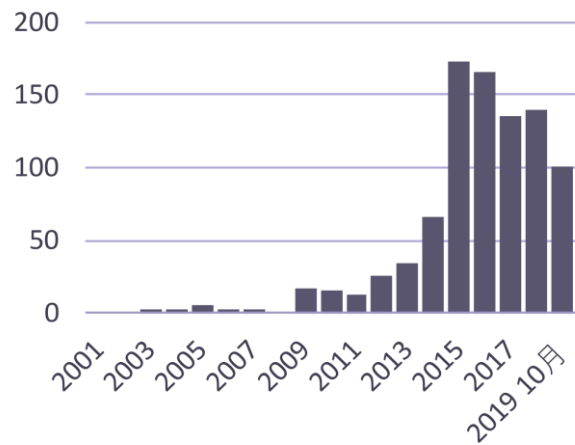


図 7 中国の地理的表示の文言が含まれる司法案件数

出所)知産宝

西湖龍井茶 (民事・国内)

2013 年に北京北辰スーパーマーケットチェーン有限会社 (以下、北辰超市) が「西湖龍井」との表示を付した茶葉を販売したケースについて、杭州市西湖区竜井茶産業協会 (以下、竜井茶協会) が北京市朝陽区人民法院に提訴。竜井茶協会は 2011 年に「西湖龍井」の地理表示証明商標を登録しており (2021 年 6 月まで有効)、2012 年には馳名商標³⁸も取得しているが、同チェーンの製品はこの基準に合致していなかった。2015 年 4 月に一審判決において北辰超市は西湖龍井並びに西湖龍井と表示された茶葉商品の販売を停止し、3 万元の賠償金を竜井茶協会に支払うこととされた。³⁹

五常大米 (民事・国内)

2012 年に五常市コメ協会が地理的表示の証明商標を取得した「五常米」について、同協会の会員でもある鉅富会社が、2015 年から 2016 年にかけて、「五常米」等の表示を使って、五常米の指定地域外のコメも用いて販売しているため、差止めと損害賠償を提訴した。同社は五常市の農協から仕入れている旨を説明した。ハルビン市中級人民法院を経て、黒竜江省高級人民法院で争われ、2018 年に、最終的には、分包して販売しているそれぞれの商品について産地を特定することができないため、証明が不十分として、同社に侵犯行為の即刻停止及び協会に対する 7 万元の支払いが命じられた。

Bordeaux Wine (民事・国外)

2013 年に設立した湖南瑪歌堡商貿有限公司が 2014 年から「Margaux Grand Vin de Bordeaux」や「Grand Vin de Bordeaux」等の表示を付したぶどう酒を販売していた件で、2012 年に地理的表示団体

³⁷ <https://www.iphouse.cn>

³⁸ 中国の消費者に良く知られた商標として商標法の規定に基づいて国家知識産権局商標局等から認定される商標。

³⁹ 中国法院網, 2015 年 4 月 3 日「北辰超市の販売する「西湖龍井」商標権侵犯にて竜井茶協会へ 3 万元の賠償」

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2015/04/id/1578774.shtml>

商標「Bordeaux 波尔多」を取得していたボルドーぶどう酒委員会が、2016 年に民事訴訟として長沙市中級人民法院に提訴。法院は、湖南瑪歌堡商貿有限公司は団体商標を利用する許可を得ていないことから、団体商標の権利を侵害しているとして、侵犯行為を停止し、経済損失 15 万元を支払うよう命じた。

40

祁門紅茶（行政・国内）

2004 年に安徽省の黄山市祁門県祁門（キームン）紅茶協会が「祁門紅茶」の地理的表示証明商標を取得した際の地域範囲図には、対象地域が黄山市祁門県内に限られていたにもかかわらず、実際に販売されている商品には池州市石台や東至、黄山市黟県などの他の産地の茶葉も含まれているとして、安徽省池州市の国潤会社が異議を提出した案件。国家工商総局（当時）が「祁門紅茶」商標の無効宣告を出したことを不服として、祁門紅茶協会は北京知識産権法院に提訴、北京高院を経て、最高人民法院まで争われ、2017 年に最終的に祁門紅茶協会が敗訴し、証明商標は無効となった。⁴¹

黄金茶（行政・国内）

2014 年に吉首市経果技術普及所が地理表示証明商標登録申請した「湖西黄金茶」に対し、「保靖黄金茶」の地理表示商標を持つ保靖県茶葉産業開発事務所が、登録の指定地域が重なっているが、管理基準等が異なることから消費者を誤認させるおそれがあるとして、商標の無効を求めたケース。誤認させるおそれがあるとはいえないと判断した国家知識産権局の裁定に不服があるとして、北京知識産権法院へ行政訴訟を提起した。（現在係争中）⁴²

Napa Valley Wine（行政・国外）

2005 年 5 月に中商会社が商標局に提出した第 33 類果実酒等での「螺旋卡帕 SCREW KAPPA NAPA」の商標に対して、カリフォルニア州ナパバレーぶどう酒業者協会（Napa Valley Vintners Association）が異議を申し立てたケースについて、商標審査委員会が異議不成立としたことを不服として、協会が訴訟を提起。同協会は「Napa Valley 100%」を地理的表示の証明商標として 2005 年 2 月に申請、同商標は 2007 年に登録された。北京高院は商標法第 16 条の規定に反するとの判決を 2016 年に下し、ナパバレーぶどう酒業者協会が勝訴した。⁴³

⁴⁰ 下記の記事における弁理士のコメントによれば、団体商標で初の裁判ケース。

中国知識産権雑誌, 2018 年 6 月 19 日「「Bordeaux 波尔多」地理的表示集団商標権利侵害及び不正競争についての紛争案件」

<http://www.ciplawyer.cn/html/fgsb/20180619/139352.html>

International Law Office, 02 April 2018, *GI collective trademark granted judicial protection for first time*

<https://www.internationallawoffice.com/Newsletters/Intellectual-Property/China/Wanhuida-Peksung/GI-collective-trademark-granted-judicial-protection-for-first-time>

⁴¹ 新華網, 2018 年 11 月 1 日「キームンは誰に帰すのか？池州と黄山の 14 年間の争議が遂に終結」

http://m.xinhuanet.com/ah/2018-11/01/c_1123644454.htm

⁴² 北京法院網, 2019 年 7 月 2 日「「黄金茶」地理表示商標無効不服により法院に提訴」

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2019/07/id/4147208.shtml>

⁴³ 北京法院網, 2017 年 4 月 20 日「2016 年度北京市法院知識産権司法保護十大創新案例」

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2017/04/id/2820818.shtml>

China Dairy, 2016 年 9 月 21 日「Napa Valley trademark wins legal battle」

http://www.chinadaily.com.cn/cndy/2016-09/21/content_26847685.htm

Margaux Wine（行政・国外）

2012 年 4 月に中国のぶどう酒製造メーカー烟台梅多克庄園葡萄酒有限公司が「瑪歌・鷹貴」の商標を果実酒等が含まれる第 33 類で申請し、2013 年 7 月に商標登録された件について、2014 年 12 月にフランスの国立原産地呼称機関が商標審査委員会に対して、Margaux はフランスのぶどう酒の地理的表示であり、中国語の瑪歌の発音はこれに類似しており、商標法第十条第一款八項に示す「その他の良くない影響」を造成するとして商標無効宣告を請求した。この主張を受け入れて商標審査委員会が 2015 年 11 月に商標無効を宣言したことについて、メーカー側が不服として北京知識産権法院⁴⁴に提訴した。Margaux は中国では地理的表示の商標登録がなかったが、瑪歌が Margaux を想起させ、一般公衆の誤認を招きやすいことから、商標法第十条第二項（良く知られている外国の地名は商標に用いることができない。[1993 年改正にて追加]）、及び第一款八項の規定をもって、商標無効は妥当とした。⁴⁵

（2） 行政執行案件の例

中国は知的財産権の侵犯に対する取り締まりを強化しており、行政執行案件も増加しているものとみられる。基本的には、侵犯があった地域の知識産権部門あるいはその上部組織となる市場監督管理局が取り締まりにあたっている。

2019 年には、国家知識産権局により、春節、春季、秋季の計 3 回の一斉摘発の指示が出されている。

近年の行政執行案件の例を挙げる。

2019 年春節の取締り強化

2019 年の春節時期には、共産党と国務院の知的財産権保護強化の方針の下で、特に地理的表示の監視を強化、全国 31 省、205 地級市、285 区県の知識産権部門が協調し、3.67 万人の人員を動員して検査にあたった。省によっては重点的調査対象地理的表示を抽出して調査を実施したほか（例えば湖南省の「安化黒茶」等）、省、市、県の連携調査も実施、例えば湖南省瀏陽市は「瀏陽花火」の地理的表示について省を跨いだ調査活動を展開、22 件の違法案件（合計 200 万元超）を取り締まった。⁴⁶

Margaux

2019 年 1 月 28 日、中国山東省煙台市龍口市市場監督管理局は自発的調査により、当事者烟台梅多克庄園葡萄酒有限公司が販売しているぶどう酒商品に、フランス地理的表示「瑪歌（Margaux）」が使われていたことが判明。2019 年 4 月 25 日、「龍口市監公処字【2019】83 号行政処罰決定書」が発行され、直ちに違法行為を停止し、違法ぶどう酒製品 46 件と違法所得 8,402 元を没収し、罰金 61,598 元を科す

⁴⁴ 2014 年に北京、上海、広州に知識産権法院が設立され、国務院部門が商標に関して下した権利付与・確定の査定または決定を不服とする第一審の行政案件は北京知識産権法院が管轄することとなっている。

⁴⁵ China Business Law Journal, 黄梅 2017 年 11 月 24 日「フランスの地理的表示に似せた商標に無効宣告」
<https://www.vantageasia.com/zh-hans/抄襲法国地理标志的商标被宣告无效/>

⁴⁶ 国家知識産権局 2019 年 5 月 6 日「春節期間の地理的表示使用項目整治活動が良好な成果を収める。」
<http://www.cnipa.gov.cn/ztzl/dlbzzl/dlbzxwdt/1141236.htm>

決定が下された⁴⁷。

龍口春雨

2019 年 1 月、農業農村部は商務部、公安部、市場監督総局、国家知識産権局と連携して監査指導チームを立ち上げた。チームは 30 の省を巡回して食料品に対する品質監査を実施し、この中で地理表示産品「龍口春雨」の模倣品「龍開春雨」、「龍門春雨」、「龍凸春雨」、「龍幾春雨」、「龍 12 春雨」、「尤口春雨」、「精龍口春雨」、「優龍口春雨」等を発見し、取り締まった⁴⁸。

鎮江香酢

2019 年 1 月 28 日、江蘇省淮安市清浦江区市場監督管理局は自発的な調査の中で、当事者の淮安区淮城鎮張林調味料経営部が販売しているお酢が地理的表示「鎮江香酢」の表示規格に適合しないことを発見した後、この案件を管轄権がある江蘇省淮安市淮安区市場監督管理局に移管した。後者は、2019 年 4 月 29 日、「淮市監案字【2019】3007 号行政処罰決定書」を発行し、直ちに是正するよう命じ、警告を与え、違法所得 450 元を没収し、5,000 元の罰金を科す決定を下した⁴⁹。

陽澄湖大蟹

2018 年に CCTV において、オンラインショップで「陽澄湖大蟹」の偽物（他の産地の蟹を陽澄湖に少し漬けただけなど）が多く販売されていることを暴露した番組が公開された後、市場監督総局は江蘇省市場監督局に対してこの問題に対する対応を求めた。江蘇省市場監督局はすぐに、番組で取り上げられた 4 社の現場調査とオンラインショップ 296 店の調査を実施し、違法に「陽澄湖大蟹」を使用した 45 ブランド、2,060 箱、蟹 5 万匹を没収し、改善通知書を 98 通発出した。⁵⁰

新疆アクス産りんご

2017 年 12 月に上海青浦区市場監督管理局が、「アクスりんご」で地理的表示証明商標を登録するアクス地区りんご協会の告発により調査を実施。2017 年 9 月より「アクス」や「中国・新疆」との文言を付して陝西省等から仕入れたリンゴの卸売・小売を行っていた張秋壮を商標権侵犯で処分し、商標法第 57 条の規定に基づき商品没収の上、5 万元の罰金を科した。⁵¹

⁴⁷ 法律事務所調べ

⁴⁸ 法律事務所調べ

⁴⁹ 法律事務所調べ

⁵⁰ 国家市場監督管理総局 2019 年 2 月 14 日「総局が陽澄湖大蟹の地理的表示の侵犯行為の厳格な調査を要求」
http://www.samr.gov.cn/zfjcj/zfjg/wfxwjajcb/201902/t20190214_281543.html

⁵¹ 上海市知識産権連席会議弁公室 2019 年 4 月「上海知識産権十大典型案件」
<http://sipa.sh.gov.cn/resource/upload/zscqj/201904/26090932mnwm.pdf>

1.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリングの結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、中国における商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと 3 団体が回答した。また日本で登録された地理的表示について、中国で不正利用を確認したケースがあったかどうかという質問に対して、不正利用があったと 7 団体が回答した。

(2) 商標登録状況の確認結果

また、商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している製品について、日本の権利者または関連団体における商標の申請が確認できたのは 6 製品で、うち 3 製品で一般商標が既に登録されているが、2 製品については一般商標登録申請が却下されている。他に、下関唐戸魚市場仲卸協同組合が団体商標で 2017 年に申請し、審査中となっている。

日本の権利者以外の中国またはその他の国等の個人/団体により、但馬牛（但馬牛、但馬等）、夕張メロン（夕張等）、八目伝統本玉露（八女茶、八女玉露等）、八丁味噌、近江牛の 5 製品で既に日本で登録されている地理的表示と同じ若しくは類似の商標が登録されていることが確認できたほか、神戸ビーフ（神戸等）において登録申請中のものがある。

また、JETRO が 2019 年に実施した「中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査」⁵²によれば、日本で登録されている地理的表示について、権利者が関与して中国で商標を出願しているケースは 24 件であったのに対して、中国等の外国企業・個人により出願されている商標が 32 件、日本企業・個人により出願されている商標が 12 件みられた。

⁵² JETRO 北京事務所 2019 年度第一回中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/tm_misappropriation/2019_1.pdf

表 7 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（中国）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2019 年 10 月 8 日現在）		JETRO 2019 年度 第一回調査結果	
番号	地理的表示 名称	団体名	登録有 (中国)	不正使用	地理的表示権利者等 による出願	その他の個人/企業等 による出願	権利者 による出願	中国人/企業 の出願
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 但馬牛、但馬ビーフ（2008 年出願 2012 年登録） 	一般商標 但馬（豪州企業 2016 年出願 2018 年登録、29 類）  Tajima (2012 年出願 2013 年登録、29 類)  Tajima Australian Grainfed Wagyu(2012 年出願、2013 年登録、29 類) 		
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会			一般商標として兵庫食肉事業協同組合連合会が 2008 年に出願したが却下。	複数企業/個人が 29 類で神戸等の一般商標登録を出願・審査中。		出願中：29 類（神戸牛）
4	夕張メロン	夕張市農業協同組合		事例有	一般商標 夕張メロン（2013 年出願 2016 年登録）  その他 2 件審査中 夕張メロン等	複数の企業、団体が 31 類で夕張等で一般商標登録済み。例：  (生鮮果実等)	権利者が関与して登録済み 30 類/31 類	
5	八女伝統本玉露	八女伝統本玉露推進協議会				一般商標 八女茶、八女玉露（中国企業 2010 年出願 2011 年登録 30 類） 		登録：30 類（八女茶）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果 (2019 年 10 月 8 日現在)		JETRO 2019 年度 第一回調査結果	
番号	地理的表示 名称	団体名	登録有 (中国)	不正使用	地理的表示権利者等 による出願	その他の個人/企業等 による出願	権利者 による出願	中国人/企業 の出願
11	鳥取砂丘ら っきょう	鳥取いなば農 業協同組合			*			
12	三輪素麺	奈良県三輪素 麺工業協同組 合/奈良県三 輪素麺販売協 議会			一般商標 三輪素麺 (2011 年 出願 2013 年登録、30 類) 三輪素麺	他に複数の個別企業が三輪素麺等で一般 商標登録。例：(異製粉株式会社、2012 年出願、2015 年登録、30 類) 		
13	市田柿	みなみ信州農 業協同組合		事例有				
19	下関ふく	下関唐戸魚市 場仲卸協同組 合			下関唐戸魚市場仲卸協同組合 が団体商標で 2017 年出願・審 査中、他に下関唐戸魚市場株 式会社が一般商標で 2008 年出 願・審査中		権利者により 出願中 29 類	
20	能登志賀こ る柿	志賀農業協同 組合	商標登録有					
21	十勝川西長 いも	十勝川西長い も運営協議会					権利者により 登録済み 31 類	
26	米沢牛	米沢牛銘柄推 進協議会		事例有	山形県置賜農業協同組合が一 般商標を 2015 年に出願したが 却下			

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2019 年 10 月 8 日現在）		JETRO 2019 年度 第一回調査結果	
番号	地理的表示 名称	団体名	登録有 (中国)	不正使用	地理的表示権利者等 による出願	その他の個人/企業等 による出願	権利者 による出願	中国人/企業 の出願
34	すんき	すんきブランド 推進協議会		事例有				
41	プロシュッ ト ディ パル マ	コンソルツィ オ デル プロ ッシュット ディ パルマ		事例有				
49	八丁味噌	愛知県味噌溜 醤油工業協同 組合		事例有		複数の企業、団体が 31 類で八丁味噌、 Haccho Miso 等で一般商標登録済み。 例：八丁味噌 Haccho Miso		登録：30 類 (八丁味噌 等)
56	近江牛	一般社団法人 滋賀県畜産振 興協会				複数の企業、団体が 29 類、35 類、43 類 で近江、近江牛等で一般商標登録済み 例：近江		登録：35 類 /43 類

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：国家知識産権局 中国商標網 商標近似検索

<http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/>

JETRO 北京事務所 2019 年度第一回中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/tm_misappropriation/2019_1.pdf

*鳥取県が 30 類（梨）で鳥取の商標登録出願中